

○学校法人久留米工業大学旅費規程

(平成3年12月6日 制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人久留米工業大学の役員又は職員（以下「職員等」という。以下同じ。）が用務のため旅行する場合の旅費については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 旅費は、旅行命令による旅行について支給する。

(旅行命令)

第3条 旅行は、理事長又は所属長（学長、校長若しくはその委任を受けた者をいう。以下「旅行命令者」という。）が発する旅行命令により行う。

2 旅行命令は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、旅費の支出が可能である場合に限り発するものとする。

3 旅行命令者は、既に発した旅行命令を変更又は取消しをする必要があると認める場合には、これを変更し、又は取消しすることができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、定額を上限として実費額を支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行については、天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

8 旅行雑費は、旅行に伴う諸雑費について、実費額等により支給する。

(職員等の級別の区分)

第5条 この規程に掲げる職員等の級は、別表第1の定める区分による。

(旅行命令の手續)

第6条 旅行命令又は旅行命令の変更等は、別表第2に定める旅行命令伺によって行う。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、各学校を起点とし、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事由により最も合理的かつ経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定に関わらず、旅行者の居住地を起点とすることで、より合理的かつ経済的な経路となる場合には、居住地を起点とすることができる。

(概算払、精算等の手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとする者は、別表第3に定める請求書に必要な書類を添えて、所属長が定める者に提出するものとする。

第9条 概算払に係る旅費の支給を受け、当該旅行を完了した者は、当該旅行の完了した日の翌日から起算して4日以内に、当該旅行について旅費の精算をするものとする。

2 精算の結果、不足金があった場合は追給し、過払金があった場合は、その額を返納させるものとする。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃、宿泊料等)

第10条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料の支給を受ける者の区分及び金額は、別表第4に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、現地旅費を別表第5に定める定額で支給することができる。この場合において、現地旅費に不足が生じた場合には、精算書により不足分を支給する。

(特別急行料金)

第11条 職員等が、特別急行列車を運行する路線により片道50km以上の旅行をする場合には、運賃のほかに特別急行料金を支給する。

2 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、運賃及び急行料金のほかに座席指定料金を支給する。

(船賃)

第12条 船賃は、乗船に要した実費額を支給する。

(航空賃)

第13条 航空賃は、沖縄及び名古屋以東の旅行又は旅行命令者が用務の性質上特に必要があると認めた場合に限り支給する。

2 宿泊を伴う旅行の場合の航空賃は、バック旅行で行うことを原則とする。

3 航空賃は、エコノミークラスの普通運賃を上限として、実費額を支給する。

(車賃)

第14条 車賃は、鉄道を除く陸路の交通機関の実費額により支給する。ただし、タクシーの利用は、他の交通機関により難しい場合又は交通事情その他やむを得ない場合に限るものとする。

2 業務の都合上若しくは校用車の使用状況等から、やむを得ず自家用車を使用させる場合には、1km当たり20円をもって精算する。

(近距離旅行の特例)

第15条 職員等が鉄道35km未満、水路50km未満又は陸路25km未満の日帰りの場合における日当の額は、第10条の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、近距離における会議等の日当については、同会議等が4時間以内のときは定額の2分の1を、4時間を超える場合は、定額を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃及び船賃)

第16条 鉄道賃及び船賃の額は、実費額により支給する。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、エコノミークラスの普通運賃を上限として、実費額を支給する。

(日当及び宿泊料)

第18条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じ、別表第6に定めるところによる。

(旅行雑費)

第19条 旅行雑費の額は、予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額とする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第20条 理事長又は所属長は、職員等が旅行した場合、当該旅行の性質上又は特別の事情により必要があると認めるときは、通常旅行に支障のない額まで旅費を減額することができる。

(旅行依頼)

第21条 理事長又は所属長は、調査、研究、その他の用務のため必要がある場合においては、職員等以外の者に対し旅行を依頼することができる。

- 2 前項の場合において旅行の依頼を受けた者に支給する旅費については、用務内容、学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮して旅行の依頼を受けた者を、職員等とみなしてこの規程を準用する。この場合において「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺」とあるのは「旅行依頼伺」と読み替えるものとする。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほかは、国家公務員等の旅費に関する法律の例に準ずるものとする。

(細則)

第23条 所属長は、旅費の支給に当たって、この規程により難しいときは理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 学校法人久留米工業大学旅費規程（昭和36年2月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

職員等の級別区分表

区 分	
1 級	理事長、理事、学長、校長、局長
2 級	それ以外の者

別表第2

学校法人 久留米工業大学

旅行 命 依 頼 伺 合

整理番号No

所属長 殿

起案日 令和 年 月 日
 決裁日 令和 年 月 日

決 裁

理事長	常務理事	事務局長	事務局次長						起案者
									電話()

下記のとおりに 発 令 依 頼 してよろしいか伺います。

所 属	職 名	級 (号級)	備 考
氏 名		ⓐ	
用務の目的			
用 務 先			
車 種 別			
旅行期間	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	日 間 _____

別表第3

概算 旅費 概算 請求書										所屬長印	
所屬長		殿 請求者		所 属		職 名		氏 名		返 納 額	
										⑩	
概 算 額		概 算 額		精 算 額		追 給 額		返 納 額		円	
円		円		円		円		円		円	
年 月 日	出 発 地	到 着 地	電 車・鉄 道・バ ス・地 下 鉄 料 金		船 賃 実 費 額	航 空 料 金		車 賃 実 費 額	日 当 宿 泊 料	日 数 定 額	夜 数 定 額
			交 通 機 関	最 寄 り 駅		運 賃 特 急	利 用 空 港				
			駅 ~	駅		~					
			駅 ~	駅		~					
			駅 ~	駅		~					
			駅 ~	駅		~					
			駅 ~	駅		~					
			駅 ~	駅		~					
合 計 金 額											
上記のとおり旅費を請求いたします。				年 月 日	備 考						
上記の金額を領収しました。				年 月 日							
				氏 名							
計算職員級		用 務 先		旅 行 期 間							
級				年 月 日	~	年 月 日					

別表第4

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料

区 分		1 級	2 級
交 通 費	鉄 道 賃	実 費	実 費
	船 賃	実 費	実 費
	航 空 賃	実 費	実 費
	車 賃	実 費	実 費
日 当	通 常	1,000 円	600 円
	宿泊又は 19 時 以 降	3,000 円	2,600 円
宿 泊 料		実 費 (上限 15,000 円)	実 費 (上限 13,000 円)

別表第5

旅 行 雑 費

区 分	旅 行 雑 費
福岡県内	なし (実費)
それ以外の地域陸路	1,500 円
それ以外の地域空路	2,500 円

※自動車による旅行の場合には適用しない。

別表第6

外国旅行

日 当 及 び 宿 泊 料

区 分		1 級	2 級
日 当	甲 地 方	8,000 円	7,000 円
	乙 地 方	6,000 円	5,000 円
宿 泊 料	甲 地 方	実 費 (上限 24,000 円)	実 費 (上限 22,000 円)
	乙 地 方	実 費 (上限 17,000 円)	実 費 (上限 15,000 円)

備考 1 甲地方とは、次の地域をいう。

- ア 北アメリカ大陸
- イ 欧州地域
- ウ 中近東地域

2 乙地域とは、甲地方以外の地域をいう。